

消費税免税店の開設を支援します(第3期)

◆事業の概要

外国人旅行者向け消費税免税店において、免税販売のために必要な免税対応のPOS（レジシステム）機器等の導入や、看板設置等の店舗内環境整備について支援します。

◆対象者

所管税務署へ消費税免税店「輸出物品販売場」の許可申請を行う、又は許可を受けた、県内に本店のある中小企業、商店街振興組合など

◆補助金の内容

事業区分	事業の内容	補助上限額
I. 免税機器等導入事業	・免税対応のPOSレジ機器等の導入経費 ・パスポート・リーダー機器等の導入経費	40万円
II. 環境整備事業	・免税販売を示す看板やパネル等の整備 ・外国語表記のパンフレット等の作成 ・多言語対応の指さし会話シートやタブレット等の整備	10万円
III. 開設支援事業	・事業区分I及びII	40万円

◆補助率 1店舗あたり対象経費の2分の1以内

◆注意事項

- ・平成30年1月25日（木）までに、要綱で定める交付申請書を提出してください。
- ・事業完了の最終期限は、平成30年3月31日（土）です。
- ・事業の完了日までに、輸出物品販売場の許可を取得し、免税店シンボルマークの使用承認を受けてください。
- ・過去に同様の補助金を受けた店舗は対象外となります。
- ・補助金の総額が予算額に達した時点で終了します。
- ・交付要綱等、詳しくは県ホームページをご覧ください。

(URL <http://www.pref.yamagata.jp/>)

《免税店シンボルマーク》



申請書提出先・お問い合わせ先
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県商工労働部 商業・県産品振興課 (担当: 佐藤)
電話 023-630-2551 FAX: 023-630-3371